

電子入札の注意事項

1 システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、土日祝日、12月29日から1月3日を除く9時から17時までです。入札情報サービス（PPI）については、24時間使用できます。

2 認証用の IC カード発行者の一覧

- （株）NTTネオメイト
- ジャパンネット（株）
- （株）帝国データバンク
- 東北インフォメーション・システムズ（株）
- 日本電子認証（株）

※『いばらき電子入札共同利用』利用団体の電子入札用 IC カードを取得している場合は、かすみがうら市においてもそのまま同じ IC カードを利用できます。

3 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者が、かすみがうら市において初めて電子入札システムを利用する場合や、新たに IC カードを取得した場合には、入札参加者のパソコンから電子入札システムに利用者の登録を行うとともに、下記の書類を書面により提出してください。

（1）届出に伴う提出書類

- ①電子入札利用届（様式第1号）
- ②利用者情報 電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者のパソコンから印刷した IC カード情報等を記載したもの
- ③委任状（様式第2号）※必要に応じて

（2）書類の提出方法 持参又は郵送による

（3）書類の提出先 かすみがうら市総務部検査管財課

4 ダミーファイルの作成

システムでは入札参加申請提出時に添付ファイルを求められる箇所があり、必ず何かを添付しないと先に進めません。このため、「ダミーファイル」をあらかじめ作成し、添付していただく必要があります。

※作成例 エクセル・ワード・メモ帳等を起動し、一文字程度入力し「名前を付けて保存」を選び、「ダミー」等のわかりやすい名前を付けて、デスクトップ等利用しやすい場所に保存してください。

5 工事費等内訳書の提出方法

工事費等内訳書は、電子入札システムによる電子ファイルでの添付を原則としますが、郵便提出（書留郵便・簡易書留郵便・配達証明郵便・配達記録郵便）も認めることとします。郵便で提出する場合は、事前に検査管財課に連絡してください。

6 紙入札（郵便入札）について

電子入札対象案件において、紙入札を許可する場合は以下のとおりです。紙入札により参加する場合には、郵便入札方式参加承認書（様式第3号）の提出が必要になります。

- ①ICカードが失効、破損等で使用できなくなり、ICカード再取得の申請又は準備中の場合。
- ②企業名、企業住所、代表者の変更により、ICカード再取得の申請又は準備中の場合。
- ③電子入札の導入準備を行っているが、ICカードの取得が間に合わなかった場合。
- ④入札参加者側のシステム障害の場合。

7 紙入札（郵便入札）による入札書の提出及び電子くじ番号の取り扱い

紙入札による入札参加者は、郵便（書留郵便・簡易書留郵便・配達証明郵便・配達記録郵便に限る。）により入札書を提出してください。

紙入札によるくじ番号は、全て「000」とします。また、入札書の到着順番は電子入札で応札した最終入札書の次番からとし、以後、郵便局到着順とします。

8 入札情報サービス（PPI）について

発注の見通し、発注情報、入札・契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するとともに、入札参加者による設計図書類のダウンロードを可能にするシステムです。

<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

9 設計図書の閲覧又は貸与について

設計図書はダウンロードできますが、閲覧を希望する場合は、検査管財課に電話連絡をしてください。

10 開札の立会いについて

開札の立会いを希望する入札参加者は、下記の書類を書面により提出してください。

- (1) 届出に伴う提出書類 開札立会い届出書（様式第6号）
※代理人が立会う場合は、開札立会い委任状（様式第7号）が必要となります
- (2) 書類の提出方法 持参による
- (3) 書類の提出先 かすみがうら市総務部検査管財課
- (4) 書類の提出期限 参加資格確認申請（郵便入札方式参加承認）受付け期限まで